

同志社大学学位規程

同志社大学

(2019年4月1日改正)

同志社大学学位規程

1953年 7月 2日	制定	2003年 4月 1日	改正
1957年 4月 1日	改正	2004年 4月 1日	〃
1960年 4月 1日	〃	2005年 4月 1日	〃
1962年 9月 21日	〃	2006年 4月 1日	〃
1973年 4月 1日	〃	2007年 4月 1日	〃
1975年 4月 1日	〃	2008年 4月 1日	〃
1979年 4月 1日	〃	2009年 4月 1日	〃
1991年 7月 1日	〃	2010年 4月 1日	〃
(平成3年文部省令第27号)		2011年 4月 1日	〃
1993年 4月 1日	〃	2012年 4月 1日	〃
1994年 4月 1日	〃	2013年 4月 1日	〃
1995年 4月 1日	〃	2013年 5月 25日	〃
1996年 4月 1日	〃	2014年 4月 1日	〃
1997年 4月 1日	〃	2015年 4月 1日	〃
1998年 4月 1日	〃	2016年 4月 1日	〃
2001年 4月 1日	〃	2017年 4月 1日	〃
2002年 4月 1日	〃	2019年 4月 1日	〃

この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に準拠して制定したものである。

（学位の授与）

第1条 同志社大学学位は、この規程に基づきこれを授与する。

学位は、博士、修士、専門職及び学士とする。

（博士の学位）

第2条 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Doctor of Theology
一神教研究	Doctor of Philosophy in Monotheistic Studies
哲学	Doctor of Philosophy
英文学	Doctor of Philosophy in English Literature
英語学	Doctor of Philosophy in English Linguistics
文化史学	Doctor of Philosophy in History
国文学	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
芸術学	Doctor of Philosophy in Art Theory
社会福祉学	Doctor of Philosophy in Social Welfare
メディア学	Doctor of Philosophy in Media Studies
教育文化学	Doctor of Philosophy in Education and Culture
社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
産業関係学	Doctor of Philosophy in Industrial Relations
政治学	Doctor of Political Science

法学	Doctor of Laws
経済学	Doctor of Economics
商学	Doctor of Philosophy in Commerce
政策科学	Doctor of Philosophy in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Doctor of Philosophy in Social Innovation
文化情報学	Doctor of Culture and Information Science
工学	Doctor of Philosophy in Engineering
理学	Doctor of Philosophy in Science
スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy in Health and Sports Science
心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
アメリカ研究	Doctor of Philosophy in American Studies
現代アジア研究	Doctor of Philosophy in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Doctor of Philosophy in Global Society Studies
技術・革新的経営	Doctor of Philosophy in Technology and Innovative Management
学術	Doctor of Arts

(博士の学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 大学院の課程を経ない者であっても、所定の博士論文の審査に合格し、かつ本条第1項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与するものとする。

(修士の学位)

第4条 修士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Master of Arts in Theology
一神教研究	Master of Arts in Monotheistic Studies
哲学	Master of Arts in Philosophy
英文学	Master of Arts in English Literature
英語学	Master of Arts in English Linguistics
文化史学	Master of Arts in History
国文学	Master of Arts in Japanese Literature
美学	Master of Arts in Aesthetics
芸術学	Master of Arts in Art Theory
社会福祉学	Master of Social Welfare
メディア学	Master of Arts in Media Studies
教育文化学	Master of Arts in Education and Culture
社会学	Master of Arts in Sociology
産業関係学	Master of Arts in Industrial Relations
政治学	Master of Political Science
アジア太平洋研究・政治学	Master of Arts in Asia - Pacific Politics
比較政治学	Master of Arts in Comparative Political Studies

法学	Master of Laws
比較法学	Master of Arts in Comparative Legal Studies
経済学	Master of Economics
商学	Master of Commerce
政策科学	Master of Arts in Policy and Management
ソーシャル・イノベーション	Master of Arts in Social Innovation
文化情報学	Master of Culture and Information Science
工学	Master of Science in Engineering
理学	Master of Science
スポーツ健康科学	Master of Health and Sports Science
心理学	Master of Arts in Psychology
アメリカ研究	Master of Arts in American Studies
現代アジア研究	Master of Arts in Contemporary Asian Studies
グローバル社会研究	Master of Arts in Global Society Studies
経営学	Master of Business Administration
技術・革新的経営	Master of Arts in Technology and Innovative Management
学術	Master of Arts

(修士の学位授与の要件)

第5条 修士の学位は、大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

(専門職学位)

第5条の2 本学において授与する専門職学位及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

学位名	英文学位の名称
法務博士(専門職)	Juris Doctor
ビジネス修士(専門職)	Master of Business Administration

(専門職学位授与の要件)

第5条の3 専門職学位は、大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(学士の学位)

第6条 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英文学位の名称は、次のとおりとする。

専攻分野の名称	英文学位の名称
神学	Bachelor of Arts in Theology
英文学	Bachelor of Arts in English
哲学	Bachelor of Arts in Philosophy
美学芸術学	Bachelor of Arts in Aesthetics and Art Theory
文化史学	Bachelor of Arts in History
国文学	Bachelor of Arts in Japanese Literature
社会学	Bachelor of Arts in Sociology
社会福祉学	Bachelor of Social Welfare
メディア学	Bachelor of Media, Journalism and Communications

産業関係学	Bachelor of Industrial Relations
教育文化学	Bachelor of Arts in Education and Culture
法学	Bachelor of Laws
政治学	Bachelor of Political Science
経済学	Bachelor of Economics
商学	Bachelor of Commerce
政策学	Bachelor of Arts in Policy Studies
文化情報学	Bachelor of Culture and Information Science
工学	Bachelor of Engineering
理学	Bachelor of Science
スポーツ健康科学	Bachelor of Health and Sports Science
心理学	Bachelor of Arts in Psychology
グローバル・コミュニケーション学	Bachelor of Global Communications
グローバル地域文化学	Bachelor of Global and Regional Studies
国際教養	B. A. in Liberal Arts

(学士の学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(学位論文の審査及び試験)

第8条 第3条第1項及び第2項に関する博士論文の審査及び試験、又は学力の確認並びに第5条に関する修士論文の審査及び試験は、次の手続によって行う。

- (1) 第3条第1項及び第5条に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位論文審査願を添え、研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。
- (2) 第3条第2項に関する学位論文の審査を請求する者は、自著の論文3通に履歴書及び所定の学位申請書を添え、審査にあたる研究科教授会又は研究科委員会を通じて学長に提出する。学長は、これを受理するとともに、相当する研究科教授会又は研究科委員会に審査及び試験、又は学力の確認を委嘱する。
- (3) 研究科教授会又は研究科委員会は、審査委員3名を選定する。ただし、研究科教授会又は研究科委員会が審査のために必要と認めたときは、博士論文の審査委員を4名又は5名とすることができる。
- (4) 審査委員は、互選によって主査委員を定めるものとする。
- (5) 審査委員は、可及的速かに論文の審査をしなければならない。審査にあたって、直接口頭による総合試験、又は面接のうえ学力の確認を行う。この試験又は学力の確認は、学位論文を中心とし、これに関連ある分野にわたる総合試験、又は学力の確認の大綱は、審査委員において協議して定める。
- (6) 主査委員は、論文審査及び総合試験、又は学力の確認の要旨、評点を記録し研究科教授会又は研究科委員会に提出し意見を開陳する。
- (7) 研究科教授会及び研究科委員会は、構成員の3分の2以上出席し、その3分の2以上の同意をもって、学位論文の審査及び総合試験、又は学力の確認の結果について合否を決定する。

票決は無記名投票とする。

(8)学長は、研究科教授会又は研究科委員会において合格が判定されたときは、研究科長会の審議に付し、学位授与の可否を決定する。

(学位論文の審査の協力)

第8条の2 前条の学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(博士の学位審査手数料)

第9条 第3条第2項による博士論文の審査及び学力の確認については、手数料を必要とする。その額は、別表1にこれを定める。

(記録の保存)

第10条 学長は、学位授与に関し、審査及び試験又は学力の確認の経過その他必要事項を記録した記録簿を作成し、これを保存しなければならない。

(学位記)

第11条 学位を授与された者には、所定の学位記をもってこれを証する。

2 学位記の様式は、別表2にこれを定める。

3 大学院学則第6条の7に定める博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨付記するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会又は研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社大学学術リポジトリにより行うものとする。

(報告)

第14条 博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の名称)

第15条 この規程により博士、修士、専門職又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第16条 不正の方法により学位を授与された事実の判明したときは、すでに授与した学位を取り消すものとする。

2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取り消すことができる。

附 則

1 この規程は、2005年4月1日から施行する。

2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する学位は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2008年4月1日から施行する。

2 第2条、第4条及び第6条に規定する学位は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。

2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。

2 第6条に規定する学位は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生について

は、従前の規定による。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第5条に規定する学位は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第4条及び第6条に規定する学位は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第5条及び第6条に規定する学位は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表1 博士の学位審査手数料

博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後3年未満の期間内に学位論文を提出する場合	25,000円
博士課程の後期課程において3年以上又は一貫制博士課程において5年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後3年以上経過した後学位論文を提出する場合	150,000円
学外者で、論文提出による場合	150,000円
学内教職員で、論文提出による場合	75,000円

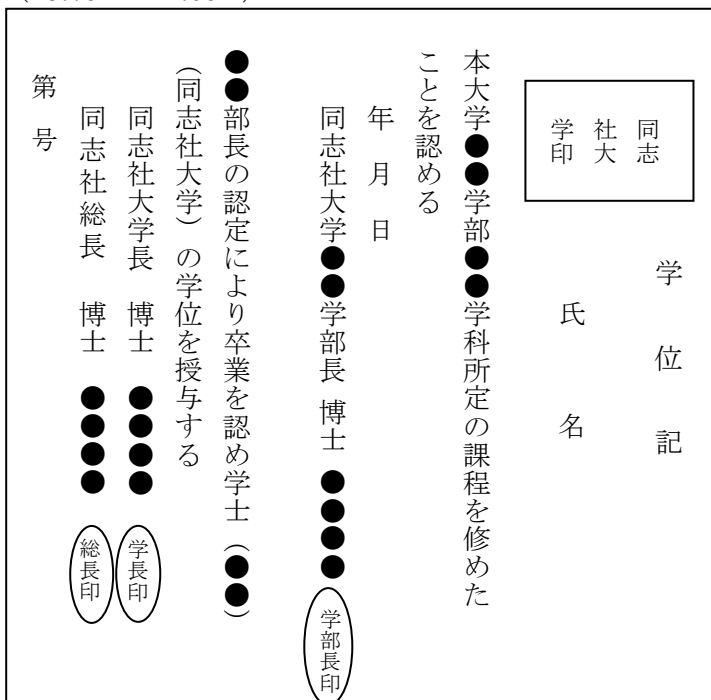
備考 博士課程の後期課程又は一貫制博士課程に在学する者及び在学中に学位論文を提出して退学した者の審査手数料は不要。

別表2 学位記様式

学士学位記

同志社大学学位規程第7条

A4 (29.7cm×21.0cm)



備考 文学部、社会学部、法学部、経済学部、商学部及び政策学部の国際教養コース所定の課程を修めた場合は、「本大学●●学部●●学科所定」とあるのは「本大学●●学部●●学科国際教養コース所定」と読み替えるものとする。

修士学位記

同志社大学学位規程第5条

A4 (29.7cm×21.0cm)

第 号	同志社大学長 博士	● ● ●	年 月 日	▼ 認め修士 (●●) (同志社大学) の学位を授与 する	本大学院 ● 研究科 ● 専攻 博士課程の前期課程 (修士課程) を修了したことを	同志社大 学印
						学位記 氏名
						学長印

専門職大学院学位記

同志社大学学位規程第5条の2 (法務博士)

A4 (29.7cm×21.0cm)

第 号	同志社大学長 博士	● ● ●	年 月 日	▼ 認め法務博士 (専門職) (同志社大学) の学位を授与する	本大学院司法研究科法務専攻 専門職学位課程を修了したことを	同志社大 学印
						学位記 氏名
						学長印

同志社大学学位規程第5条の2（ビジネス修士）

A 4（29.7cm×21.0cm）

第 号	同志社大学長 博士	● ● ● ● ○ 学長印
年 月 日		
▼▼ 本大学院ビジネス研究科ビジネス専攻 専門職学位課程を修了したことを認め るの学位を授与する （同志社大学）		
		同志社大 学印
		氏 名
		学 位 記

博士学位記

同志社大学学位規程第3条第1項

A 3（42cm×29.1cm）

甲 第 号	同志社大学長 博士	● ● ● ● ● 同志社 大学長 印
年 月 日		
▼▼ 本大学院●●研究科 ●●専攻博士課程の後期 課程を修了したことを認め るの学位を授与する （同志社大学）		
		同志社大 学印
		氏 名
		年 月 日 生
		学 位 記

学位（博士）授与報告書

大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科 (専攻)名	修了(中退)年月日				
甲第号	博士()				都道府県							
乙												
甲第号	博士()				都道府県							
乙												
甲第号	博士()				都道府県							
乙												
甲第号	博士()				都道府県							
乙												
甲第号	博士()				都道府県							
乙												
甲第号	博士()				都道府県							
乙												

備考

- 1 報告番号は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第号」、同条第2項によるものについては「乙第号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を（ ）を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。